

**「都市と六甲山の2拠点ワークスタイル普及のための
企業への集中的アプローチ」業務委託 実施要領
(公募型プロポーザル)**

1. 業務名称

都市と六甲山の2拠点ワークスタイル普及のための企業への集中的アプローチ業務委託

2. 業務の概要

(1) 事業目的と概要

別紙, 仕様書のとおり

(2) 業務内容

- ①戦略設計業務
- ②アプローチ業務
- ③2拠点ワークスタイル体験促進補助金の利用勧奨及び情報提供業務
- ④報告書作成業務

(3) 委託期間

契約締結日(令和4年6月中旬を予定)～令和5年3月31日

(4) 委託金額(上限)

5,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき, 委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ, 仕様書及び企画提案書に基づき決定する。(神戸市は, 受託事業者と協議の上, 企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。)

なお, 契約の締結に際し, 万一, 応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は, 契約を締結せず, 契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後, 本市の検査を経て, 受託者の請求に基づき支払う。

(3) その他

- ・契約締結後, 当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは, 契約の解除を行う。
- ・共同企業体として本プロポーザルに参加した者が受託候補者に選定された場合は, 共同企業体協定書を契約締結までに神戸市に提出すること。

4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- (イ) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- (ウ) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと
- (エ) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (オ) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当する団体でないこと
- (キ) 業務の遂行にあたり、仕様書に定める連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること
- (ク) 業務運営に関し各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (ケ) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は事業統括者を担う代表者及び構成員が上記(ア)から(ク)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は、代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、後日全構成員の共同企業体結成同意書（様式 8 号）を提出すること

5. スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 4 年 4 月 8 日 |
| (2) 参加申請関係書類・質問書提出期限 | 令和 4 年 4 月 26 日 午後 5 時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和 4 年 5 月 10 日（予定） |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限 | 令和 4 年 5 月 26 日 午後 5 時まで |
| (5) 委託事業者選定委員会 | 令和 4 年 6 月上旬（予定） |
| (6) 契約の締結・事業開始 | 令和 4 年 6 月中旬（予定） |

6. 応募書類

- (1) 参加申請手続き
 - ① 提出期限 令和 4 年 4 月 26 日 午後 5 時まで
※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
 - ② 提出書類
 - a. 参加申込書（様式 1 号）
 - b. 参加資格確認書（様式 2 号）

- c. 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式3号）
 - d. 地方税に関する誓約書兼神戸市税に関する調査に対する承諾書（様式4号）
 - e. 団体概要（様式5号）
 - ※共同企業体を結成する場合、代表者は様式5号を、構成員は様式6号を提出すること
 - ※会社概要、パンフレット等も可
 - f. 法人登記簿謄本（提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本）
 - g. 直近事業年度の決算報告書（様式自由）
- ※共同事業体の場合、f・gは全構成員分を提出すること

③ 提出部数 全て原本1部

(2) 質問の受付

- ① 提出期限 令和4年4月26日 午後5時まで
- ② 提出方法 質問書（様式9号）に記載し、電子メールまたはFAXにより提出
- ③ 回答方法 応募者間の公平を確保するために、必要と認めた質問事項については、質問内容と回答内容を、本要領を掲載した神戸市ホームページに5月10日を予定している。なお、単に事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。
- ④ その他 回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(3) 企画提案書及び事業費見積書の提出

- ① 提出期限 令和4年5月26日 午後5時まで
 - ※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ② 提出書類
 - a. 企画提案書（様式自由）
 - b. プレゼンテーション用資料（パワーポイント）
 - c. 事業費見積書（様式自由。押印不要。価格の内訳がわかるもの）
 - d. 共同企業体結成届出書（様式7号）
 - e. 共同企業体結成同意書（様式8号）

※d・eについては、共同企業体による参加申込の場合のみ提出

③ 提出部数 a～c：10部

※あわせて、データを電子メールにて提出すること。

d・e：原本1部

④ 企画提案書記載事項（必須）

別紙仕様書「1. 業務の趣旨・目的, 目指す姿」及び「4. 業務の内容」記載の内容を踏まえ, 下記の内容について, 提案者が有する知見, 経験等を活かして, 具体的かつ現実的に提案すること。

※アプローチの手段は, 原則として訪問による面談とする

※60件以上の訪問による面談を達成できる提案とすること

<共通事項>

- ・集中的アプローチの効果的な実施にあたっての考え方, プロセス
- ・業務の実施体制及び事業全体のスケジュール
- ・類似業務の経験や実績
- ・提案者が考える働く場としての六甲山の強み・課題

<戦略設計業務について>

- ・アプローチ先のターゲットとなる企業の情報収集, 分析, 選定にかかる具体的手法及び内容
- ・六甲山上への進出可能性の高い企業やオフィス立地に適した企業などのアプローチ先企業のイメージ (提案者の持つ人脈などを活用した提案とすること)
- ・企業訪問の効果を高めるための創意工夫

<アプローチ業務について>

- ・集中的アプローチの実施にかかる具体的手法及び内容
- ・アプローチ先企業のオフィス立地検討確度を高めるための創意工夫

⑤ 事業費見積書記載事項（必須）

- a. 見積年月日
- b. 見積有効期限
- c. 事業者の名称, 所在地, 代表者の氏名及び連絡先 (担当者の氏名及び連絡先)
※企業共同体的場合は全構成員分を記載
- d. 見積金額

7. 選定に関する事項

(1) 事業者選定委員会

「都市と六甲山の2拠点ワークスタイル普及のための企業への集中的アプローチ業務」委託事業者選定委員会 (以下, 選定委員会という) で, 提出された企画提案書等に基づき, 事業者名を伏せた上で, 提案内容に対する審査を行う。ただし, 応募者多数の場合は事務局により予備選考を行う場合がある。

- ① 日程 令和4年6月上旬 (予定)
- ② 場所 三宮周辺を予定

③ 内 容 企画提案書及びパワーポイントによるプレゼンテーション

(1 事業者あたり，発表及び質疑応答で計 30 分から 1 時間程度)

※詳細は，後日対象者に通知する。

(2) 選定方法

選定委員会で別紙評価基準から評価される内容点 (85 点満点) と提案者に本社の所在地が神戸市内にある者を含む場合の加点 (10 点) 及び見積額に基づく価格点 (5 点満点) とそれぞれ算出の上，最も得点の高い事業者を選定する。

総合点 (100 点満点) = 内容点 (85 点) + 地元企業に対する加点 (10 点) + 価格点 (5 点)

① 内容点

内容点は 85 点満点とし，「共通」「戦略設計業務」「アプローチ業務」の項目においてそれぞれの採点基準に基づき審査を行う。各委員の平均値を応募者の得点とする。

なお，内容点が 5 割に満たないものは，採用しないものとする。

また，各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は，「戦略設計業務」の項目の点数を比較し，最も高い事業者を選定する。

② 地元企業に対する優先的扱い

a. 地元企業 (提案者の本社所在地が神戸市内) の場合 10 点

b. 準地元企業 (本社が市内にないが，支店等が市内にある) の場合 4 点

をそれぞれ加算する。

※共同企業体で参加する場合は，構成員となる企業すべての本社所在地にて判断をし，その平均点 (小数点以下第 1 位は四捨五入) を加算する。

(例) 地元企業×市内企業 → (10 点+10 点) / 2 = 10 点

地元企業×準地元企業 → (10 点+ 4 点) / 2 = 7 点

準地元企業×その他企業 → (4 点+ 0 点) / 2 = 2 点

③ 価格点

価格点は，5 点満点とし，以下の式によって事務局が算出する (小数点以下第 1 位は四捨五入)。

価格点 (5 点満点) = 5 × (最低見積価格 ÷ 見積価格)

(3) 失格事由

次に掲げるいずれかに該当した場合は選定対象から除外する。

(ア) 選定委員に対して，直接，間接を問わず，故意に接触を求めること

(イ) 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

(ウ) 事業者選定終了までの間に，他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

(エ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと

(オ)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採否の如何を問わず応募を行った提案事業者に対して、文書で通知する。

また、本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

(5) その他

- ・契約にあたっては、受託候補者との協議により、契約内容や支払い方法等について決定する。
- ・参加者が一社の場合でも同様に評価を実施し、選定委員会における協議の結果、受託候補者なしとする場合がある。

8. 契約の締結

7の受託候補者と契約締結の協議の上、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含み、受託候補者が辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

9. その他

- (1) 提出書類の使用言語は日本語、見積金額は日本円とする。
- (2) 見積書には、業務にかかる一切の費用を含むものとする。
- (3) 提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とする。
- (4) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (7) 参加申込後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式10号）」を提出すること。
- (9) 評価の方法及び選定委員会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けない。

- (10) 本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有する。
- (11) 本委託業務にかかる著作権は、本市に帰属する。
- (12) 上記のほか、本市から当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- (13) 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (14) 実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとする。
- (15) 本要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。

10. 問合せ・各種提出先

神戸市 経済観光局 観光企画課（担当：福岡・石田）

【所在地】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館9階

【電話番号】078-984-0335 【FAX番号】078-984-0360

【Eメール】etb_rokko@office.city.kobe.lg.jp

※お越しになる場合は、事前に電話連絡をお願いします。

【 内容点 評価基準 】

(別紙)

評価項目		評価の視点	配点
共通	趣旨・目的との合致性・確実性	目的・趣旨に合致しているか。また、具体的かつ現実的な提案であり、確実な事業遂行が可能となっているか。	10
	実施体制の確保・スケジュール	本業務を円滑に遂行するにあたり、人員が十分に配置されているか。 また、スケジュールは合理的で実現可能性は十分か。	10
	業務遂行能力	本業務を遂行するにあたり、類似業務の経験や実績、必要なネットワーク・ノウハウ等を有しているか。 また、働く場としての六甲山の強み・課題を十分に理解しているか。	10
	小計		30
戦略設計業務	戦略設計にかかる手法・内容	アプローチ先企業の情報収集や分析、選定等の手法・内容が、具体的かつ合理的か。	10
	アプローチ先の企業イメージ	提案者のネットワークやノウハウを活用した、想定するアプローチ先の企業イメージが具体的に提案されているか。 また、想定する企業イメージが、六甲山へのオフィス立地に適している等、趣旨・目的に合致し、本業務で目指す姿の実現に寄与する提案となっているか。	10
	創意工夫・独自性	企業訪問の効果を高めるため、手法・内容に創意工夫がなされているか。	10
	小計		30
アプローチ業務	集中的アプローチにかかる手法・内容	集中的アプローチの手法が具体的かつ合理的であり、60社以上の訪問を達成するためのフォローアップ等が適切になされているか。 また、市が実施する「2拠点ワークスタイル体験促進補助金」等を効果的に活用し、2拠点ワークスタイルの魅力や働く場としての六甲山の強みを説得力のある形で伝える等、山上へのオフィス立地の検討を促進する内容となっているか。	15
	創意工夫・独自性	アプローチ先企業のオフィス立地検討確度を高めるため、内容・手法に創意工夫がなされているか。	10
	小計		25
合計			85